

自然災害発生時の法律上のポイント

日本クラブ 3 月例会—2011 年 3 月 17 日

久保田クリスティーン

米国移民局による米国滞在外国人への特別措置

- 認可滞在期限切れとなった、又は認可滞在期限目前の日本を含む太平洋地区からの外国籍米国滞在者の米国滞在期間を 30 日延長する措置がとられた。この措置は査証免除プログラム及び非移民ビザでの滞在者に該当する。
- 米国移民局発行「特殊事態」ガイドライン—地震・津波による影響を受けた米国滞在者に与えられた例外措置：
 1. ステータス延長・変更：災害による延長、変更と申請する際、災害との直接的な関連性を証明すれば、申請書は考慮される。
 2. 手数料免除：米国移民局へ手数料を支払うことができない場合、手数料免除申請書(フォーム I912)により要請を提出すること。
 3. 労働許可：学生ビザで滞在する生徒で、災害により援助が絶たれた場合、キャンパス外での労働許可を得ることができる。災害を受けた地域の学生で、また学校担当官の推薦を受けた場合、労働許可申請書 I-765 を申請した際、労働許可認定を受けることができる。
 4. 書類再発行：自身の過失でなく米国移民局発行書類を紛失した場合は下記を提出すること。
 - a. 永住権：永住権カードの再発行申請書(フォーム I-90)または永住民証明暫定印(I-55 スタンプ)を最寄りの移民局事務所で申請
 - b. I-94：非移民出入国記録再発行申請書(フォーム I-102)
 - c. 労働許可書：労働許可書申請書(フォーム I-765)
 5. 追加証拠提出要請への回答放棄または不履行：証拠提出要請への回答又は面接へ行けなかった場合、災害の影響を米国移民局へ書面にて説明することができる。
 6. 優先審査：優先審査を希望の場合、申請書提出の際に、優先審査要請をすることができる。

米国国務省からの地震・津波被害、それに伴う渡航情報

- 2011 年 3 月 13 日、米国国務省は日本への渡航注意を発令。渡航注意は 2011 年 4 月 1 日まで有効。
- 国務省は米国政府職員に非緊急渡航を延期するよう要請し、一般米国市民には観光・不
必要な渡航は控えるよう勧告している。

- 仙台、佐渡、岩手花巻及び三沢空港を除く全ての空港において航空機の離着陸が再開された。東京においては、月曜日から開始された計画停電の影響で電車、地下鉄は縮小ダイヤで運転されている。宮城県では被害を受けた道路に政府が交通検問所を設置。岩手県の高速度道路は緊急車両のみ通行可能。
- 東京大都市圏、東北、中部地方において月曜日から計画停電が始まります。英語による緊急情報はアメリカ合衆国軍ラジオ放送 810AM 及び InterFM (76.1FM)で得られる。
- 原子力安全保安院は大熊町の福島第一原発から半径 20 キロ以内の居住者の緊急避難を勧告する。福島県に渡航予定のある米国人は原子力安全保安院の非難勧告に従うよう指導。
- 強度の余震がしばらく続くと想定される。強度の余震が発生した場合、壁、窓、建物、崩壊し得る建物からなるべく離れた広場への避難を勧める。
- 強度の余震のため依然として津波の危険性がある。海岸沿いから退去するよう日本政府から警報が発令されている。
- 日本国内の米国民は早急に米国内の家族・友達に安否を伝える連絡をすること。インターネット、電話が普通の場合は、携帯メールまたはソーシャルネットワーク(フェイスブックまたはトゥイッター等)で連絡の可能性あり。
- 日本国内の米国民は <https://travelregistration.state.gov> または米国領事館にて Smart Traveler Enrollment Program (STEP)に登録するよう推奨する。
- 国防省による日本への渡航安全情報は：
 1. 国内電話: 1-888-407-4747;
 2. 国外電話: 1-202-501-444。

大災害での保険適用財産

- 自然災害による損失:
 - 2005 年ハリケーン・カトリーナ: 保険会社・再保険会社の損失 622 億ドル。
 - 2008 年ハリケーン・アイク: 保険産業界の損失 185 億ドル。
 - 津波による被害を除いた 3 月 11 日の東日本大震災の被害額見積りは 2.8 兆円 (340 億ドル)。
 - BusinessInsurance.com は、東日本大震災により大部分の再保険会社の 2011 年度自然大災害予算を使い尽くされると報告している。
 - これにより財産保険の保険金がおそらく値上がりすると考えられる。
 - この大震災により、ヨーロッパの再保険会社は経常利益の 3 分の一の損失を受ける可能性がある。
 - 日本国政府は住居、核被害の保証責任を負うが、再保険会社の日本地震想定モデルに基づく。

- ハリケーンに伴う風害の災害にのみ保険は適用される。
 - 「ハリケーン」とは連邦気象局の中央太平洋ハリケーンセンターに認定された嵐を意味する。
 - 保険適用は、「注意報」または「警報」の発令時に開始し、「注意報」または「警報」の解除後 72 時間まで続く。
 - 「風嵐」とは、家屋に対する直接物質的損失または損害を及ぼすハリケーンに伴う風または雹を意味する。
 - 「水害」はハリケーン保険からは除外される。そのため、洪水保険にも加入する必要がある。
- 地震保険
 - 被保険内容は通常、保険契約に裏書によって加えられる。
 - 「保険適用損失原因に下記は加えられる」
 - a. 地震
 - b. 火山噴火
 - 裏書はまた、初回地震または火山噴火から数日間起こる余震、噴火にも適用することができる。
 - 地震が原因でも、津波による損失・損害は裏書から除外される可能性がある。
- 州による規制
 - 米国では、発行可能な保険の損害保険の種類は州法律により規制される。
 - 幾つかの州では標準的な「法令」保険契約が制定されており、「火災保険」がこれにあたる。
 - 保険会社は少なくとも、州の法令保険契約と同等の保険を提供しなければならない。

10,000ドルを超える通貨・通貨代替物を米国へ持ち込む際の申告義務

- 10,000ドル以上(10,000ドルちょうどは大丈夫)の通貨を持ち込む際、規定の用紙による申告義務が発生。
- 未申告民事処罰—未申告違反行為に関連したすべての金銭及び「違反行為に繋がる財産」の没収。
- 未申告刑事処罰—未申告違反行為に関連したすべての金銭、「違反行為に繋がる財産」の没収及び懲役 5 年以内—刑事処罰は「隠し持つ」ことが判断の材料となる。
- 10,000ドル以上を米国内に持ち込み、申告義務を回避するために、第三者に 10,000ドル以下の金額を自分に代わり持込んで貰う(合わせて 10,000ドル以上)事は裁判所は認めていない。
- この法律及びそれに伴う厳罰は、未申告の大量通貨流通に関連する違法行為の抑止目的で制定された。違法行為—麻薬密輸、脱税、資金洗浄。
- 通貨未申告違反の処罰は非常に重く、またそれに伴う法手続きは一刻を争い、また期限を過ぎると刑罰軽減のある一定の方法が失われるため、没収法に詳しい弁護士に至急依頼することが重要。

- 10,000ドルの持込み自体は違法行為ではない—持ち込む際に申告しないことが違法行為になる。
- 10,000ドルを持込み、申告を怠った場合、尋問された際に政府担当官に嘘をつかないことが重要。担当官に対する嘘は、更に厳しい処罰の対象となる。
- 大量通貨密輸未遂—10,000ドル以上を持ち込む際：
 1. 意図的に申告を怠る；
 2. 故意に 10,000 以上の通貨または通貨代替物を隠し持つ；
 3. 米国外から米国内(または逆)へこれら通貨または通貨代替物を運び込む。

刑事処罰：

1. 懲役 5 年以内；
2. 未申告違反行為に関連したすべての金銭、「違反行為に繋がる財産」の没収。

- 通貨代替物虚偽申告—
 1. 申告義務回避の意図；
 2. 申告を怠る；
 3. 重要な事実の削除又は虚偽報告を含む申告書の提出。

刑事処罰：

1. 罰金；
2. 懲役 5 年以内；**及び**
3. 同項の違反者が同時に他の連邦法を違反、又は 100,000ドル以上が係る違法行為を行っている者は制定された罰金より 2 倍、または懲役 10 年以内、または両方が課せられる。

- 口頭による重要虚偽報告—
 1. 意図・故意的；
 2. 重大な虚偽、架空また不正な陳述及び供述。

刑事処罰：

1. 罰金；
2. 懲役 5 年以内。